

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回西東京市空き家等対策協議会
開催日時	令和6年5月21日（火）午後2時00分 から 午後3時00分 まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	（委員）秋山委員、岩崎光子委員、岩崎充利委員、上田委員、坂根委員、澤幡委員、関根委員、大賀委員、竹之内委員、武藤委員、村上委員（五十音順） （事務局）古厩まちづくり部長、榊原住宅課長、住田係長、嶋森主任、青木主事
議 事	1 開会 2 諮問 3 議事 【議案1】管理不全空き家等及び特定空き家等の認定基準について（諮問） 【議案2】特定空き家等の認定について（諮問） 【報告事項】既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応 4 その他 5 閉会
会議資料の名称	≪事前配付資料≫ 資料1-（1） 管理不全空き家等及び特定空き家等の対応 資料1-（2） 管理不全空き家等及び特定空き家等に対する措置フロー図 資料1-（3） 管理不全空き家等及び特定空き家等の判断基準 資料1-（4） 西東京市管理不全空き家等の認定基準 資料1-（5） 西東京市特定空き家等の認定基準 資料2-（1） 西東京市空き家等の対策の推進に関する条例第11条第1項の規定に基づく特定空き家等の認定について 資料2-（2） 案内図 資料2-（3） 建物撮影箇所確認図 資料2-（4） 建物写真 資料2-（5） 西東京市特定空き家等の認定基準 資料2-（6） 土地、建物登記簿・公図 資料 3 既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応 参考資料（1） 空き家等対策の推進に関する特別措置法 参考資料（2） 管理不全空き家等及び特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン） 参考資料（3） 西東京市空き家等の対策の推進に関する条例（令和6年7月1日施行）
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
1 開会 ≪事務局挨拶≫ 【事務局】 委員の人事異動に伴い、令和6年4月1日付で後任者に委員の委嘱を行った。 【事務局】 ここからの議事進行は、会長にお願いします。	

【会長】

出席者の確認。本日の出席者は11名となっており、「西東京市空き家等の対策の推進に関する条例（以降「条例」という。）第26条第2項」に規定する定足数を満たしており、本協議会は有効に成立していることを報告する。

会議の公開について。「【議案2】特定空き家等の認定について（諮問）」及び「【報告事項】既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応」については、「条例第28条第1項第1号」に規定する「会議において取り扱う情報が、西東京市情報公開条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当するとき」に該当する。

以上のことから、議事の進行は、「【議案2】特定空き家等の認定について（諮問）」及び「【報告事項】既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応」は非公開としたいがよいか。

【各委員】

異議なし。

【会長】

次に「会議録」及び「会議資料」の公開については、「会議資料」の内容に当該空き家等の所在地等が含まれていることから、「西東京市情報公開条例第7条第2号」に掲げる「公に公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断し、「資料1関係」及び「会議録」のみの公開とする、また、会議録作成のため事務局で会議の録音を行うがよいか。

【各委員】

異議なし。

【会長】

傍聴者について。傍聴希望者はいないことから、このまま議事を進行する。

【各委員】

異議なし。

2 諮問

【会長】

「【議案1】管理不全空き家等及び特定空き家等の認定基準について（諮問）」の審議に先立ち、市長から本協議会へ諮問書の提出を受けたい。

なお、「【議案2】特定空き家等の認定について（諮問）」の諮問書については、前回協議会において提出を受けている。

【事務局】

諮問書の提出については、公務の都合上、市長に代わり、まちづくり部長から提出する。

《まちづくり部長から会長へ諮問書を手渡す。》

3 議事

【会長】

【議案1】「管理不全空き家等及び特定空き家等の認定基準について」について事務局より説明を求める。

【事務局】

【議案１】について説明

《議案１》

【会長】

資料１関係について意見、質問等あるか。

【秋山委員】

資料１－２の※３に記載がある、「特別な事情が認められる場合」の意味について伺いたい。

立入調査とは、空き家法第22条第１項から第３項までの規定の施行に必要な限度において実施することができるものなので、整合性が取れていないように感じる。

【事務局】

立入調査については、委員のご指摘のとおりである。

基本的には、判断基準を基に判断するが、原則外の断りとして記載しており、その運用についても、協議会に相談するなど慎重な対応を心がけたい。

【秋山委員】

ガイドラインも参考にされたい。

資料１－２の11. 立入調査について、報告徴収権についても記載するべきである。

【事務局】

追加する。

【上田委員】

管理不全空き家等に認定し、勧告に係る事前通知の段階で協議会に諮問するとのことだが、その前段階で情報を共有することは可能か。

【事務局】

認定された管理不全空き家等の状況等について、協議会に報告予定である。

【上田委員】

相当な数が管理不全空き家等に認定されていくと想定しているので、報告の仕方については、工夫するべきである。

【事務局】

検討する。

【会長】

管理不全空き家等に認定する予定件数の見込みはあるか。

【事務局】

10～20件を想定している。

【会長】

ここで意見を締め切る。管理不全空き家等及び特定空き家等の認定基準の採決を図る。

《全会一致》

【会長】

答申書については、協議会終了後に交付する。

《議案２（非公開）》

《報告事項（非公開）》

4 その他

【会長】

その他の事項について事務局から何かあるか。

【事務局】

次回の協議会の開催は、令和６年10月頃を予定している。日程が決まり次第連絡する。なお、本日配付した資料のうち、資料２関係及び資料３についてはこの場で回収する。

5 閉会

以上